

第91回埼玉県大規模小売店舗立地審議会議事録

- 1 日時 平成29年9月6日(水)午後1時30分～午後3時30分
- 2 場所 埼玉教育会館 201会議室
- 3 出席者 委員名(敬称略)
伊藤一久、高田和幸、松本泰尚、三角元子
梅崎 薫、黒川文子、藤井さやか(左記は意見の開陳による出席)

※事務局 産業労働部副部長 石川英寛
商業・サービス産業支援課課長 堀井 徹
商業・サービス産業支援課副課長 家田 忠
商業・サービス産業支援課商業担当職員3名

4 審議内容

県意見についての審議

(1) 新設

- 新設(5条1項) ベイシアスーパーマーケット越生店
- 新設(5条1項) (仮称)熊谷上之商業施設計画
- 新設(5条1項) (仮称)マミーマート八潮伊草店
- 新設(5条1項) (仮称)加須大利根SC

(2) 変更

- 変更(6条2項) アリオ鷺宮
- 変更(6条2項) イオンタウン上里
- 変更(6条2項) ヤオコー上福岡駒林店
- 変更(6条2項) ヤオコー朝霞岡店
- 変更(6条2項) ワルツ(WALTZ)
- 変更(6条2項) 加須カタクラパーク
- 変更(6条2項) 志木東口駅ビル
- 変更(6条2項) 三井アウトレットパーク入間コストコホールセール入間倉庫店

5 傍聴人 なし

6 その他 事前打ち合わせを行い、内容等について確認した。

- (1) 交通について 8月23日(火) 高田和幸委員
- (2) 騒音について 8月22日(水) 松本泰尚委員

会議要旨（概要）

1 開会

2 議事

県意見についての審議

（1）新設

- 新設（5条1項） ベイシアスーパーマーケット越生店

（事務局説明）

【委員】 交通に関しては、交通量がもともと少ない所でもあり、店舗開設に起因する問題はない、という結果となっている。

【委員】 騒音についても店舗ができたことで特段の問題は起きないだろう、という結果となっている。

【委員】 調整区域ということもあり、近隣の住民への影響はさほどないだろう。地元商工団体への加入をお願いしたい。

【議長】 他に意見はあるか。

【委員】 なし。

【議長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないこととし越生町商工会への加入をお願いしたい、の1点を口頭意見として設置者に伝えるということによろしいか。

（全員了承）

●新設（5条1項）

（仮称）熊谷上之商業施設計画

（事務局説明）

【委員】 交通についてだが、交通流への影響は少ないと考えるが、隣接する都市計画道路が未完成であり、完成すると交通量がある程度増えると予想される。現状では右左折インとなっているが、将来的にこのままで良いのか。長期的な話ではあるが、交通流に影響が出てくるようであれば、再度入退店経路の検討を要するかもしれない。

【議長】 都市計画道路である市道第2北大通線の完成はいつ頃か。

【事務局】 確認はしていないが、かなり先になると考える。

【委員】 騒音については、予測結果は特に問題はなかった。気になる点として、駐車場を夜間まで利用することになっているが、営業時間を短くして22時までにするのできなかったのか。

また、店舗西側に民家が隣接しているが、その近くに機器や荷さばき施設などが設置されている。事前に伺ったところでは、店舗側も気にしており、隣接する民家と事前に交渉し、問題がないように配慮されているようである。予測結果は基準値を超えないので、開店後問題があるようであれば対応をお願いしたい。

【委員】 営業が22時までということで、市の意見にもあるように、青少年の健全育成や非行防止の観点から、特に夜間の集合場所にならないように敷地内の適切な見回り等をお願いしたい。

【議長】 他に意見はあるか。

【委員】 なし。

【議長】 以上の審議を踏まえ、意見を付さないこととし、

- ・ 市道第2北大通線の開通後には交通流を勘案の上、必要に応じて再度入退店経路を検討されたい。
- ・ 店舗西側の民家との境界線付近に騒音源が集中していることから、開店後、苦情等があれば適切に対応されたい。
- ・ 青少年の健全育成の観点から、特に夜間における青少年の集合場所になることのないよう敷地内の適切な見回りを行うなど、十分な

対策を講じられたい。

以上3点について口頭意見として設置者に伝えるということによる
ろしいか。

(全員了承)

●新設（5条1項）

（仮称）マミーマート八潮伊草店

（事務局説明）

【委員】 交通については、計算の結果は大きな影響はなく、交通の影響は軽微であると考えます。気になる点は、通学路と来店経路が重なっていることであり、市からも意見が出されている。多くの通学路はグリーンラインで示してあるが、荷さばき付近の通学路にはないため、事業者には何かお願いできないか。

【事務局】 事業者を確認したところ、開店後必要があれば、児童注意の看板を設置するとのことである。

【委員】 開店前の看板設置等、事前に対策をお願いしたい。

【委員】 荷さばき時間は通学に配慮されているのか。

【事務局】 荷さばき車両は、7時台は0台である。8時台も1台であり登校時間はなるべく避ける計画となっている。

【議長】 荷さばき時間は配慮されているが、あらためて登下校の時間を避けるよう荷さばきをお願いするとともに、児童生徒の安全を十分に配慮していただきたい。

【委員】 騒音については、夜間営業があるので、車両の騒音は敷地境界で越えているが、それ以外は調査の結果を見る限り問題とはならない。民家が近接しているので、注意をお願いしたい。

【議長】 前は何があったのか。

【事務局】 自動車部品工場である。

【議長】 工場があったとはいえ、周辺を住宅で囲まれていることから、騒音についても十分配慮されたい。

【委員】 行政の方から事業者へ商工団体への参画をお願いしているが、回答は検討するとなっており曖昧である。

【議 長】 意見開陳によるコメントがある。

「周囲を住宅に囲まれており、営業時間が早朝から深夜に及ぶことから、住環境への影響を抑えるよう配慮し、また問題が発生した際の対応を明確にしておくようにしていただきたい。」という内容である。

事前に対応先を明確にするようにするという趣旨であると考え。事前に苦情対応窓口を整備されたい、という口頭での意見としたい。

【議 長】 他に意見はあるか。

【委 員】 なし。

【議 長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないこととし、

- ・ 荷さばき車両のルートが通学路と重なっているため、児童生徒への交通安全を十分配慮されたい。「開店後の状況により、運転手への注意喚起用の看板設置を検討する」とのことであるが、開店前の看板設置等、事前の対策をお願いしたい。
- ・ 周辺を住宅で囲まれていることから、騒音についても十分配慮されたい。
- ・ あらかじめ苦情対応の体制を整備されたい。

以上3点を口頭意見として、設置者に伝えるということによろしいか。

(全員了承)

●新設（5条1項）

（仮称）加須大利根SC

（事務局説明）

【委員】 交通については、本店舗設置による周辺への大きな影響はないという調査結果となっている。気になっている点がいくつかある。まず、通学路の位置が不明であったため、教えていただきたい。

【事務局】 店舗側が配慮できる範囲に通学路はなかった。市によると子供が通るところは全て通学路であるとの認識であるとのこと。

【委員】 了解した。他に、退店経路についてだが、周知しないとこのとおり従ってもらえないと考える。このため、来店者に対しては特に退店経路の周知を行っていただきたい。

【議長】 この場所は区画整理中の新しい道路であることもあるし、来店客に退店経路を周知するために必要な措置を講じられたい、と口頭で伝える。

【委員】 騒音については、夜間営業があるので、来客車両の夜間の最大騒音が基準値を超えている。環境騒音を測定しているが、こんなに音が出るものなのか。あと、深夜までやる必要があるかとも考えたが、開店後、様子を見て営業時間を調整するとのことなので、問題がないようにお願いしたい。

【議長】 開店後、騒音に対する配慮を引き続き行っていただき、周辺住民から苦情があった場合には適切に対応していただきたい、ということをお伝えする。

【事務局】 環境騒音については事業者には騒音の原因が何であったか確認する。

【委員】 市から事細かに意見が出ているので、回答しているとおり、十分対応されたい。

【議長】 他に意見はあるか。

【委員】 なし。

- 【議 長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないこととし、
- 来店客に対し、特に退店経路を周知するために必要な措置を講じられたい。
 - 夜間営業があるため、開店後、騒音に対する配慮を引き続き行っていただき、周辺住民から苦情があった場合は適切に対応されたい。
 - 市の意見に対して回答している内容のとおり、十分対応されたい。の3点を口頭意見として、設置者に伝えるということによろしいか。

(全員了承)

(2) 変更

- 変更 (6条2項) アリオ鷺宮
- 変更 (6条2項) イオンタウン上里
- 変更 (6条2項) ヤオコー上福岡駒林店
- 変更 (6条2項) ヤオコー朝霞岡店
- 変更 (6条2項) ワルツ (WALTZ)

(事務局説明)

【議 長】 ヤオコー上福岡駒林店だが、今回の変更点ではない部分の騒音予測値が基準値を超えているようだが、新設の際には超えていなかったのか。

【事務局】 新設時には駐車場右側の住宅がなく、直近住居は現在よりも遠い位置にあったため、騒音予測値は基準を超えていなかった。

【議 長】 了解した。

【委 員】 市の意見への回答にあるように、何かあったときは対応していただけのようなので、特段問題にしなくてもよろしいのではないか。

【委 員】 ヤオコー朝霞岡店だが、道路拡幅に伴って出入り口が1つ閉鎖するということなのだが、交差点等への影響がかなりあると思われる。おそらく道路拡幅については計画上決定していたことと思うので、将来に合わせた評価もしておくべきだったと考える。

【議 長】 騒音は再予測するが、交通流についてはあらためて調査する必要はないのか。

【事務局】 交通流に関する調査までは求めている。

【委 員】 地域から意見や苦情等がないようであれば、将来の交通に対する配慮をしていただければよいと考える。

【議 長】 他に意見はあるか。

【委員】 なし。

【議長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないこととし、ヤオコー朝霞岡店については出入口閉鎖後の交通流の変化に十分注意し、必要があれば再度来退店経路を検討されたい旨を口頭で設置者に伝えるということによろしいか。

(全員了承)

- 変更（6条2項） 加須カタクラパーク
- 変更（6条2項） 志木東口駅ビル
- 変更（6条2項） 三井アウトレットパーク入間コストコホールセール入間倉庫店

（事務局説明）

【委員】 三井アウトレットパーク入間・コストコホールセール入間倉庫店だが、現在渋滞している。新設時の予測はどうなっていたのか。

【事務局】 開店後、予測を上回る来店者があり渋滞が発生したが、その後さまざまな対策を講じていただき、効果が出ていると聞いている。

【議長】 他に意見はあるか。

【委員】 なし。

【議長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないこととし、三井アウトレットパーク入間・コストコホールセール入間倉庫店については、営業時間の変更ではあるが、引き続き交通渋滞の緩和に努めていただきたい旨を口頭で設置者に伝えるということによろしいか。

（全員了承）

3 閉会

以上、埼玉県大規模小売店舗立地法審議会規則第8条第2項の規定に基づき、審議の内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

平成29年9月6日

議 長 三角 元子

議事録署名委員 高田 和幸

議事録署名委員 松本 泰尚